

令和6年 第16回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和6年12月2日（月）
開会 午前9時30分 閉会 午前10時20分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 松本明彦 野木三司 関美幸 安達京子
- 4 説明者 教育次長 川村義輝 教育理事 起須周平
教育理事兼総括指導主事 久保有紀 教育総務課長 西村 隆
理事兼学校教育課長 上羽正行 生涯学習課長 松本 優
スポーツ推進室 下戸裕子 文化財保存活用課長 村田雅之
- 5 欠席者 田村浩章委員
- 6 書記 教育総務課主任 松下晃太郎
- 7 議 事
 - (1) 議案第82号 京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について
 - (2) 議案第83号 キッズマネースクールおみせやさんごっこ&はたらくってな〜に？に係る後援について

【 追加議案 議案第84号、議案第85号 】

 - (3) 議案第84号 専決処分の承認について（京丹後市立網野学校給食センター条例の一部改正について）
 - (4) 議案第85号 京丹後市立図書館条例施行規則の一部改正について
- 8 そ の 他
 - (1) 諸報告
 - ① 「共催」・「後援」に係る11月期承認について
 - (2) 各課報告
 - ① 12月学校行事予定について
 - ② 12月生涯学習課行事予定について
 - ③ 丹後古代の里資料館特別展「網野銚子山古墳と京丹後の古墳 後期展示 網野銚子山古墳以外の古墳もすごい！」について
- 9 会 議 録 別添のとおり（全12頁）
- 10 会議録署名
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名

する。

令和7年1月10日

教 育 長 松本 明彦

署 名 委 員 野木 三司

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 松本明彦

〔被招集者〕 野木三司 関 美幸 安達京子

〔説 明 者〕 教育次長 川村義輝 教育理事 起須周平

教育理事兼総括指導主事 久保有紀 教育総務課長 西村 隆

理事兼学校教育課長 上羽正行 生涯学習課長 松本 優

スポーツ推進室長 下戸裕子 文化財保存活用課長 村田雅之

〔欠 席 者〕 田村浩章委員

〔書 記〕 教育総務課主任 松下晃太郎

〈松本教育長〉

皆さん、おはようございます。

ただいまから「令和6年 第16回京丹後市教育委員会定例会」を開会いたします。

11月7日に実施しました網野学園を会場とした市保幼小中一貫教育授業研究会、翌日のリーディングDX指定校の京都市立南大内小学校の授業参観及び懇談、さらには京都府市町村教育委員会連合会教育委員会研修会への出席など、11月は多くの研修の機会がありましたが、委員の皆さんには精力的に参加いただき本当にありがとうございました。

11月も10月に引き続き、こうした多くの授業の参観をする中で、本市が進めるICTを効果的に活用した子ども主体の探究的な学びを目指した授業改善が、確実にその趣旨を理解した先生方の努力により、進んできていることが実感できる1か月となりました。

また南大内小学校の児童の学びも参考になる部分も多かったですが、本市で公開された授業もそれと大きく変わることなく進められているということを確認する機会ともなり、他の市町の小中学校の授業を参観することも、比較してみることができるという点でも研修として意味があることだと感じました。

各校、各学園、各研究会での授業改善をより一層進めていただく上での励みとなるよう、他の市町の授業と比較して、本市の授業改善も進んできていることを、様々な機会を通じて本市の先生方に伝えていきたいと思っております。

本日は、「京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について」を含め4議案の審議を予定しています。どうぞよろしく願いいたします。

〈松本教育長〉

それでは、令和6年第15回教育委員会（11月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。

【教育長動静報告】

〈松本教育長〉

以上です。御質問等ありましたらお願いいたします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

野木委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

〈松本教育長〉

初めに、議案第82号「京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈上羽理事兼学校教育課長〉

議案第82号でございます。

学校休業日につきましては、学校教育法施行令第29条により、「市町村が設置する公立学校については、当該市町村の教育委員会が定める」とされています。

令和5年4月21日付け文部科学省の事務連絡によりまして、「標準授業時間数を大幅に上回った教育課程を編成する必要がないこと」が示されたことや、夏季の気温上昇に伴う熱中症未然防止対策としまして、学校休業日の変更について、PTA本部役員、教職員及び各小中学校長会にアンケートを行うなど、学校の実態に照らして検討をいたしました結果、学校休業日を変更することとしまして、所要の改正を行うものでございます。

それでは、3ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、学年始休業日について、小学校は「4月5日まで」を「4月6日まで」に、また中学校においては「4月6日まで」を「4月7日まで」に変更してございます。次に、夏季休業日につきましては、「8月26日まで」を「8月31日まで」に変更しております。最後に、冬季休業日について、「12月25日から」を「12月26日から」に変更しております。

附則といたしまして、令和7年4月1日から施行することとしてございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

<松本教育長>

議案第82号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<安達委員>

私は、基本的には休業日が増えるのは子どもたちにも先生にもゆとりができて、大変よいことだと思っています。

休業日数の確保はできているのかという点と、休業日の設定に関するアンケートを取られたということですが、アンケートでどのような意見があったのかお聞かせ願いたいと思います。

<久保理事兼総括指導主事>

ありがとうございます。今回の管理運営規則改定に伴いまして、夏休み前から校長会に、教育委員会でこういうことを考えているということで、実際3パターンほど、こういう休業の設定にした場合、授業日数及び授業時数が確保できるのかどうか、代表の学校を何校か選びまして、時数を全部計算していただきました。

そのような中で、一番授業日数を少なくぎりぎりまで抑え予備時数をほぼ取らない状況まで取った日数でいくと、少し授業の日数が足りないということも見えてきましたので、再度、教育委員会で案を提示しまして、それが小学校も中学校も4月7日までを休みにするという案で、教職員とPTA本部役員にアンケートを取ったところです。

そうしましたところ、大変たくさんのお返事がありまして、8割ぐらいは賛成という御意見をいただいたところです。保護者からは、先生方の働き方の部分だとか、夏の暑さ対策で8月早く学校に行ったとしても、なかなか教育課程ができないところや、登下校の安全というところでは、概ね賛成するというふうな意見が大変多かったかなと思います。

また反対の意見としましては、日数が減ったりすることで詰め込み型の授業にならないのかというあたりの不安が見られたかなというふうに思っています。

先生方についても、概ね賛成の御意見が多かったかなというふうに思いますが、ただ窮屈な部分が出てくるということだけは、少し回避しなければならないのではないかという御意

見をいただきましたので、こちらでアンケートの概要のまとめというプリント1枚を作成し、アンケートの回答の割合と概ね賛成であったというところの部分をもとめ、また、抜粋としまして、賛成的な意見と反対の意見と、それから、どちらとも言えないと読み取れる内容をまとめまして、今回このような案を決定しましたということで周知させてもらっています。

一番大事にしなければいけないのはこれからの学力というものをどのようにとらえていくのかということにつきましては、教職員のとらえ方、それから保護者のとらえ方というあたりを、これから目指す子どもたちにつける力は、一定点数学力ももちろん大事なのですが、自ら問題を発見できるような、そんな力をつけていくことのほうが重要になってくるというところを改めてこのアンケートの概要のプリントの中で示させていただいて、説明をした次第です。以上です。

<松本教育長>

そのほか何か御質問、御意見等ございましたらお願いします。

<関委員>

今の説明を聞かせていただきまして、この頃気象状況等によって臨時休業が頻繁に行われますが、そういうあたりでも時数を計算していただく中で、ほぼ標準については確保できる状況だったのでしょうか。

<久保理事兼総括指導主事>

ありがとうございます。今回の案は予備時数がゼロではなく、ある一定の予備時数はもちろん確保しての改定ですので、気象の関係による部分についてはほぼ大丈夫ではないかなというふうに思っています。

ただ、小学6年生と中学3年生については、やはりぎりぎりのところも見えてきていますので、そういった学年にはオンラインを活用した学習というところは、コロナ禍の中で学校が1つ学んだというか、できることの1つの範囲としていますので、そういったところもうまく活用しながら子どもたちの学びの保障というところについては確保できるというふうに考えております。

<松本教育長>

また文科省としても、大規模災害での長期休業や、この前のコロナの状況とかということにおいて休業が続く場合は、必ずしも標準時数を超えなくても構わないというような通知も出てきておりますので、そうしたところも踏まえて、どうしても足りない場合はそうした対応ということにはなろうかと思いますが、基本的には足りる方向で進めているということ

になると思います。

そのほか何か御質問、御意見はありませんか。

それではお諮りします。

議案第82号「京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第83号「キッズマネースクールおみせやさんごっこ&はたらくってな〜に？に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<川村教育次長>

議案第83号でございます。

この事業は、キッズマネースクールはばたん校が主催する事業です。おみせやさんごっこを通じて「お金の大切さ」「親への感謝」を子どもたちに伝えることを目的として、おみせやさんごっこ、家計とお金のお話を実施するものです。参加料は無料で、対象は5歳から12歳のお子さんと保護者となります。チラシで募集を行う予定で、市内小学校で配布を希望されています。

開催日時は、令和7年2月15日土曜日10時から、令和7年2月16日日曜日16時まで、開催場所は宮津シーサイドマート ミップルとなります。

京丹後市の後援に関する事務取扱要領第3条第1項第2号の「広く市民福祉の向上又は市政の推進に寄与する事業」として後援するものです。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

<松本教育長>

議案第83号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

それではお諮りします。

議案第83号「キッズマネースクールおみせやさんごっこ&はたらくってな〜に？に係る後援について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、本日追加議案2件を準備しています。

初めに、議案第84号「専決処分の承認について（京丹後市立網野学校給食センター条例の一部改正について）」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈上羽理事兼学校教育課長〉

議案第84号でございます。

学校給食センターにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づきまして、本市立の小学校及び中学校の児童及び生徒の給食に関する業務を共同処理するため設置しているものでございます。

来年の令和7年4月からの網野学校給食センター移転、給食提供に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第2条第2号の位置について、現在の「京丹後市網野町下岡180番地」を「京丹後市網野町郷36番地の1」に変更いたします。

附則として、令和7年4月1日から施行することとしています。

なお、本議案につきましては、去る11月29日に開催されました京丹後市議会12月定例会にて既に上程、可決をいただいております。本来であれば、事前に教育委員会の承認を得るべきものですが、議会日程の関係上、委員会を開催する暇がございましたので、教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、教育長の専決処分とするものです。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

〈松本教育長〉

議案第84号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

それではお諮りします。

議案第84号「専決処分の承認について（京丹後市立網野学校給食センター条例の一部改正について）」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第85号「京丹後市立図書館条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈川村教育次長〉

議案第85号でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年12月2日に施行され、被保険者証に代わり個人番号（マイナンバー）カードによるオンライン資格確認又は資格確認書を利用することになります。これに伴い、健康保険証が廃止されるため、本人確認書類に係る部分の所要の改正を行うものです。

それでは、3ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、様式第3号（第15条関係）ですが、図書館利用カード申込書にあります備考欄中の「保険証」を「個人番号カード」に改めます。

次に、附則の第1項として、（施行期日）を令和6年12月2日から施行することとしています。

また、附則第2項及び第3項では、（経過措置）として、現在、保有している有効な保険証による確認は、従前の例により可能としているとともに、現在、残っている様式については、当分の間、所要の修正をすることにより使用可能としております。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

<松本教育長>

議案第85号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りします。

議案第85号「京丹後市立図書館条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

以上で本日の議事は全て終了させていただきました。

続いて、4のその他ということで諸報告、各課報告を順次いたします。

(1) 諸報告

<川村教育次長>

① 「共催」・「後援」に係る11月期承認について

(2) 各課報告

<学校教育課・生涯学習課・文化財保存活用課>

① 12月学校行事予定について

② 12月生涯学習課行事予定について

③ 丹後古代の里資料館特別展「網野銚子山古墳と京丹後の古墳 後期展示 網野銚子山古墳以外の古墳もすごい！」について

<松本教育長>

全体を通して何か御質問等ございましたらお願いします。

<野木委員>

今回ここに提案されたことではないですが、教育委員会が後援とか共催をする定義について確認させていただきたいのですが、10月に開催された久美浜でのイベントがありまして、諸々の事情で後援をしないという案件がありました。その理由としても、十分説明をいただいたのですが、その主催者の方といろいろ話をする中で、教育委員としてその方々にいろいろ質問を受けたときに、私の個人的な意見というよりも、ここで皆さんのお考えを聞きたいなと思った次第です。

著作権の問題で、そういうトラブルがあるから後援はできないという説明がありました。ただそこに関しても、それを言っている個人の方と主催者側の意見の食い違いがあると感じたのです。それよりも何よりも、その方々というのは、この丹後を、そして久美浜を何とかみんなに知ってほしいし、こんな方がいらっしゃるということ個人の方で何とか広めたいという熱い思いがあったり、ということは皆さんも御存じだと思いますが、私もそういう話をずっと聞いていて非常に残念でした。

それを教育委員会では後援を却下したのですが、京丹後の観光公社は、どういうルールがあるのか向こうの規約は知りませんが、後援をされています。それから韓哲基金はどういう判断をされたのかそこも私は確認しておりませんが、韓哲のほうからも申請をして、という話を聞いておりました。

そういう諸々の状況の中で、先ほど次長からもあった、後援を認める特例として公共性だとか、そういうふうな説明もあった中で、この久美浜の案件は特例に当たらないのだろうか。そして教育委員会というのは、スポーツの推進だとか、それから観光文化財を含めての観光も教育委員会の中に入っているはずなのです。

そういった中で、みんなで久美浜の方々の力を教育委員会のルールとして後援ができなかったというのは、私個人的な考えとしては非常に残念だなと思います。熱い思いで動いた方々からも、教育委員会の担当の方に自分たちの意見をもっと深く聞いてほしかった、それが残念だというような意見もいただきました。

そういった中で、担当される方には、私見でよいのでお聞かせいただけたらというふうに思うのですが。

<松本生涯学習課長>

ありがとうございます。久美浜町における津田櫓冬さんの作品を使った事業だというふうなことで考えておりますが、事業内容が、全面的に津田櫓冬さんの作品を活用してもらってということだったと思うのですが、津田さん側の御家族から、どういうふうな使い方をされるのかというようなところが主催者側から説明がなかったということで、もう一切使っては困るみたいところが主催者側に伝えられておりましたので、教育委員会側としましては、そういったところで、著作権の所有者側がそう言っている以上は、そういった作品を活用した事業展開というのは後援の趣旨に照らしても、なかなか厳しいのではないかという判断をさせていただいたというところです。久美浜の地域振興全体を考えたときに、その作品を使わずにその事業を行っていくことは可能だったと思いますので、そういったところであれば後援としては承認することができたのかなというふうにも思うのですが、そういった後でも、その絵本の読み聞かせなんかはしたいということをおっしゃっていただきましたので、その点は著作権の所有者側がそう言っている以上は厳しいのかなという判断をさせていただいたというところでございます。

<野木委員>

そういう説明だと思います。もうそれ以上は、ルールがある以上はできないということをお承知しております。

ただ、私が質問することによって、皆さんでこういう確認をしたということで、あえてさせていただいたのですが、要は相談に行く主催者の方々、地元の方々、教育委員会の担当者の方をすごく頼りにして、駄目だったら駄目でもうちょっと寄り添い方があるんじゃないかというふうにお感じになったということなので、ルールで駄目ということになってしまうと、すごく時間かけて私財を投じて、私財というかいろいろな方々の力でやろうとしていることなので、いろいろなアドバイスもほしいということをおっしゃっていただきました。

今後そういうことがあればまた、そういうときにも、我々の知恵というか価値観というの

も、言っていただければ力になれるのではないかと考えています。決めることはできませんけども、せっかく地域のことを一生懸命されている人たちですから、その気持ちを何とか奮い立たせるような支え方がお願いできないかなと思いました。それ以上は言いません。

<松本生涯学習課長>

委員さんへの情報共有も含めまして、より丁寧な対応をさせていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。ありがとうございます。

<松本教育長>

そのほか何かありませんか。

<松本教育長>

これより暫時休憩します。

—休憩中—

<松本教育長>

休憩を閉じ、会議を再開します。

そのほか全体を通して何か御意見ございませんか。

<松本生涯学習課長>

前回11月の定例会議の中で御質問いただいております件につきまして、確認結果を御報告させていただきます。

前回承認申請のありました、「ドワーフ「こまねこ」ワークショップ2024 in京丹後市と「こんぴら手づくり市」に係る後援について」に係る後援申請につきまして御質問をいただいております。

事業費の支出状況についてですが、韓哲基金から100万円の支援を受けて、そのうちキャラクター使用料に64万円、講師料としまして、そのほかアルバイト費用として18万円の計82万円が支出されているが、こういった事業内容かといった趣旨の御質問をいただいております。

この事業は、こんぴら手づくり市実行委員会が主催となって、「ミニ映画」「こま撮りアニメワークショップ」「手縫い教室」などを開催するもので、そういった事業に必要な費用

を、韓哲基金を活用して実施しようとするものでございます。

またNHKの番組の中で出てきますドワーフキャラクター「こまねこ」が、たまたま同じこまねこというネーミングがされているということで、こんぴら市でこのNHKにも出てくるこまねこキャラクターを使用させていただいて、特に子どもさんに親しみやすいイベントにしたいとの思い、ねらいを持った取組でございます。

キャラクター使用料としましては、このドワーフキャラクターである「こまねこ」の使用料でございまして、商標権の所有者であります株式会社FIELD MANAGEMENT EXPANDという会社に対して支払いがされます。

委託費64万円は、このキャラクター使用料とワークショップの委託料がセットになった費用としまして支払われるということで確認しておりますので、御承知いただければと思います。

<松本教育長>

そのほか何かございませんか。

ないようでしたら、以上で第16回京丹後市教育委員会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

<閉会 午前10時20分>

[1月定例会 令和7年1月6日(月) 午後1時00分から]